

預かり保育の利用料無償化について

教育・保育施設の保育料無償化に伴い、在籍している幼稚園や認定こども園の「預かり保育」を利用したとき、利用料が無料となる場合があります。

制度の詳細や必要な手続きは次のとおりとなりますので、ご確認ください。



◆制度の詳細

対象施設	幼稚園、認定こども園
対象の預かり保育	1号（教育認定） における次の預かり保育（幼稚園型一時預かり事業） ○平日の教育時間（4時間程度）を超えた預かり保育 ○休日（土曜日など）・長期休みの預かり保育 ※預かりの時間や日は園で異なりますので、ご確認ください。
無償化の内容	次の 限度額まで利用料が無料（0円） となります。 ○利用日数×450円 ※支給限度額の上限は3歳児以上 11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児 16,300円
対象者	「1号」と「新2号・新3号」の認定を同時に受けているかた   ※新2号・新3号とは、預かり保育等の無償化の認定のことです。
認定要件	新2号・新3号の認定を受けられる要件は、保護者が就労しているなど「 <u>保育の必要性</u> 」があるかたです。

【参考】保育認定（2・3号）における延長保育（11時間・8時間の保育時間を超えた預かり）は無償化の対象外となります。



手続き（新2号・新3号の認定申請）

提出書類	<input type="checkbox"/> 認定変更申請書（新規入園のかたは認定申請書） <input type="checkbox"/> 就労証明書（申立書）
提出先	在籍している幼稚園・認定こども園 大館市役所子ども課（市役所本庁舎2階）
提出期限	預かり保育を利用する前に申請する必要があります。 ※申請前の期間の利用料は無料になりませんのでご注意ください。

※大館市以外のかたは、手続きが異なりますのでお住いの市区町村へお問い合わせください。

●お問い合わせ先

大館市福祉部子ども課子育て支援係 電話：0186-43-7053

